

清涼飲料水自動販売機の設置に関する仕様

1 公園施設設置許可等

(1) 指定管理事業者の施設使用形態

鶴見緑地内で清涼飲料水自動販売機の設置場所として使用する部分について、都市公園法第5条の規定に基づき、公園施設設置許可申請を行わなければならない。

(2) その他必要経費等

本件自動販売機の設置、交換及び撤去に要する工事費、維持管理費、移転費等の一切の費用は指定管理事業者の負担とする。

(3) 設置位置等

自動販売機の設置位置等については、鶴見緑地内における有効な自動販売機の配置等を考慮し、事前に本市へ提案のうえ、承認を得ることを要する。

2 設置条件等

自動販売機の設置にあたっては、(1)の設置は必須としますが、鶴見緑地の利用状況等を考慮し、(2)、(3)の設置にも努めること。

(1) 災害対応型（フリーベンド）【必須】

指定管理事業者は、災害時には避難者に対し自動販売機内の全ての在庫飲料を無償で提供すること。

また、有事に備え、自動販売機内の在庫飲料の無償提供を行うための機械等の操作を円滑に行うことができるよう、定期的に当該自動販売機の保守点検等を実施しなければならない。

なお、災害時とは、本市にて市災害対策本部を設置した場合をいう。

(2) ユニバーサルデザイン型（障がい者対応）

誰もが利用しやすいよう設置位置、設置方法等に十分配慮すること。

(3) 公衆無線 LAN 機能内蔵型

公衆無線 LAN 機能については、無料で利用できるものとし、24 時間利用できるものであること。通信機器について定期的に保守点検を実施し、不具合が生じた際は速やかに復旧対応を行うこと。

3 設置許可上の制限等

(1) 品目の販売にかかる許認可等は、公園施設設置許可期間中、継続的に効力を有していること。

(2) 缶・ペットボトルなどリサイクル可能な密閉式容器での販売とすること。ただし、ビン類での販売は行わないこと。

(3) 酒類の販売は行わないこと。

(4) 本件自動販売機の側面・上面・裏面は無地とし、日本自動販売機工業会及び全国清涼飲料工業会の設定する「景観対応推奨カラー」に準じたものとし、本市の指示した色とすること。また、広告（飲料メーカー名含む。前面の商品名等（販売のため表示すべきもの）については、広告物と見なしません。）を掲示しないこと。

- (5) 本件自動販売機の高さは、設置前地面の高さから2 mまでとすること。
- (6) 本件自動販売機を覆う上屋を設置する場合は、許可面積内とすること。
- (7) 常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切かつ迅速に行うこと。
- (8) 本件自動販売機に併設して、原則として本件自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置するとともに、適切に回収・処分すること。
- (9) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- (10) 本件自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで、地震やいたずら等による転倒防止等の安全策を講じること。なお、インターロッキング、タイル等へのアンカーボルトの打ち込み及び原状復旧については、事前に本市と協議し、指示に従うこと。
- (11) 本件自動販売機には故障時等の連絡先を必ず明記し、本件自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、迅速かつ丁寧に対応すること。
- (12) 天候及び窃盗被害等による本件自動販売機の腐食・損傷等のリスクについては、指定管理事業者の負担により対応すること。また、本件自動販売機の修理又は交換を行う際は、公園利用者の不便とならないよう、本市と協議のうえ迅速に行うこと。
- (13) その他、自動販売機の設置方法（電気引き込み等）については、別途本市と協議すること。

4 原状回復

指定管理事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、指定管理事業者の負担により、すみやかに原状回復のうえ、本市の立会により確認、検査を受けること。